

業務委託仕様書（案）

1 業務名

令和7年度 中小企業BCP策定支援事業

2 目的

13年ぶりに見直された国の南海トラフ巨大地震の被害想定において、本県は前回より厳しい想定結果となった。また、例年台風や豪雨等の風水害も頻発している。さらに、昨今は自然災害だけでなく感染症やサイバー攻撃等、企業の事業継続を阻む要因・インシデントは多様化している。突然発生する緊急事態に対して有効な手を打つことができなければ、事業の継続が危ぶまれ、廃業や事業の縮小による従業員の解雇などの事態に陥る可能性がある。

そこで、県内中小企業を対象にした事業継続計画（以下「BCP」）又は事業継続力強化計画（以下「ジギョケイ」）策定支援ワークショップの開催を通じて、中小企業が上記計画策定に係るスキルやノウハウを取得し、BCP・ジギョケイを策定するための支援を行う。

3 事業期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

4 委託業務内容

本事業を受注する者（以下「受注者」）は、別紙の事業を実施するために次に示す業務を行うこととする。

（1） 中小企業向けBCP・ジギョケイ策定支援ワークショップの開催

（ア） 対象事業者

- ・ 県内の中小企業者（小規模事業者、個人事業主を含む。）を対象とすること。必要に応じて業種を絞る場合は、県と協議のうえ決定すること。
- ・ 参加者は1回あたり15名程度とする。

（イ） ワークショップの内容

- ・ BCP又はジギョケイの策定に資するものとする。
- ・ 単に計画策定を目的とするものではなく、自社のリスク整理や平時の備え、災害等発生後の初動や復旧の対応までのノウハウを網羅的に取得できるような内容とすること。

（ウ） 講師の選定及び対応

- ・ 講師は、BCP及びジギョケイの策定に関する知見を有し、かつ本県の地域特性等を理解した、類似ワークショップ等の講師経験が豊富な者とする。
- ・ 講師とスケジュール調整や条件の交渉等を行うこと。
- ・ 講師の接遇、飲食物提供、誘導、謝礼金等の支払いなどを含むアテンドを実施すること。

(エ) 開催方法

- ・ 対面での開催を基本とする。

(オ) 開催時期、回数及び場所

- ・ ワークショップの開催は、年度内において適度に分散させ、多くの事業者が参加できるように工夫すること。
- ・ 回数は、BCP 又はジギョケイをテーマにしたワークショップ計 2 回実施すること。
- ・ 開催日時・場所については、県と協議のうえ決定すること。

(カ) 受講者の集客・広報

- ・ 受講者の募集については、受注者がチラシ等の広報物等を製作し、県と協力して行うこと。
- ・ 参加希望者からの申込み、問い合わせの窓口を設置し、連絡調整できる体制を整えること。
- ・ 参加者リストを作成し、開催日の 1 週間前までに提出すること。

(キ) ワークショップの運営

- ・ 開催地に合わせた会場を確保すること。
- ・ 会場の使用にあたっては、その施設管理者と協議・調整を行うこと。
- ・ ワークショップ当日は、会場設営や受付、進行管理、配信機材・ソフトの手配、接続トラブルの対応等に十分なスタッフを配置すること。

(ク) 事業効果測定

- ・ 事業効果を測定するため、参加者を対象としたアンケート調査等を、その内容、手法等について検討し、実施すること。
- ・ 上記アンケート調査等を集計、分析し、報告書を作成すること。

(2) その他

- ・ 受注者は、上記(1)に掲げる業務のほか、これに付随する業務を行う。

5 委託業務の対象経費

本業務に係る人件費、講師・専門家等謝金、講師又は職員の旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、賃借料、その他県が必要と認める経費

6 個人情報の保護

本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）について、「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

7 その他

- (1) 当該業務にかかる一切の費用は、契約金額に含むものとする。
- (2) 著作権・知的財産権等については、下記に留意すること。
 - ア 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、知的財産権、その他権利に抵触しないこと。
 - イ アに関わらず、第三者の著作権、知的財産権、その他権利を行使する場合は、受注者はその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- (3) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に定めのない事項は、その都度協議して決定する。